

東京大学大学院情報理工学系研究科規則

平成13年3月19日

評議会可決

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院情報理工学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、情報理工学の体系的知識を身につけ科学的手法を追究して情報科学技術に関わる研究や開発を主導することのできる人材を養成し、情報理工学の発展に貢献することを目的とする。

2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(学期)

第1条の3 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

(修士課程の修了要件)

第2条 修士課程の修了要件は、学則第5条第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第3条 博士後期課程の修了要件は、学則第6条第1項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を20単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者 修士課程における在学期間を含めて 3年

(3) 学則第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者 1年

2 前項ただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生制度)

第3条の2 学則第2条第7項に定めるところにより、学生がそれぞれの課程の標準修業

年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第4条 各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。ただし、教育会議及び各専攻会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習（輪講を含む。）については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

(履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第6条 修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを修士課程の単位とすることができる。

(1) 学部及びグローバル教育センターの科目

(2) 他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

第7条 博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1) 学部及びグローバル教育センターの科目

(2) 修士課程の科目

(3) 他の専攻、他の研究科又は教育部の科目

2 修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て、10単位を限度として、博士後期課程の単位数に加えることができる。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第8条 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目届及び受験届)

第9条 学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(試験)

第10条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

2 前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第11条 学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出す

るものとする。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

(学位の授与)

第13条 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、修士(情報理工学)の学位を授与する。

第14条 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、博士(情報理工学)の学位を授与する。

(所属専攻の変更)

第15条 所属専攻の変更は、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 所属専攻を変更した者の変更後の専攻の在学期間は、変更前の在学期間と通算する。

3 所属専攻を変更した者の変更前の専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第4条に規定する単位に算入することができる。

(入学資格)

第16条 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項(第8号を除く。)の定めるところによる。

2 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところによる。

3 前項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

(再入学)

第17条 修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初め又は学期の初めに限り、教育会議の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学者は、退学前に所属した専攻に所属するものとする。

3 再入学者の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。

4 再入学者が退学前の専攻において修得した単位については、第15条第3項の規定を準用する。

(修士入学)

第18条 本学大学院において修士の学位を得た者で、更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を1年とすることができる。

できる。

- 3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第4条に規定する単位に算入することができる。

(博士入学)

第19条 本学大学院において博士の学位を得た者で、更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条第1項の規定を準用する。

- 2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を2年とすることができる。

- 3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第4条に規定する単位に算入することができる。

(転入学及び転科)

第20条 学則第23条に定める転入学及び第24条に定める転科の受け入れについては、別に定める。

(特別研究学生)

第21条 学則第32条に定める特別研究学生の受け入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科等の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第22条 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

(大学院科目等履修生)

第23条 学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(抄)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月12日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院情報理工学系研究科規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年12月22日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院情報理工学系研究科規則の規定は、平成18年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 情報理工学系研究科授業科目（修士課程及び博士後期課程）

沿革

東京大学大学院情報理工学系研究科規則

体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

沿革情報

- ◆平成13年03月19日 評議会可決
- ◇平成13年07月10日
- ◇平成14年03月29日
- ◇平成15年04月01日
- ◇平成16年03月31日
- ◇平成16年04月20日
- ◇平成17年02月18日
- ◇平成17年03月17日
- ◇平成17年09月06日
- ◇平成18年01月30日
- ◇平成18年02月22日
- ◇平成18年05月12日
- ◇平成18年12月22日
- ◇平成19年02月20日
- ◇平成19年03月09日
- ◇平成20年02月25日
- ◇平成21年03月06日
- ◇平成22年03月26日
- ◇平成23年03月30日
- ◇平成23年06月01日
- ◇平成24年03月27日
- ◇平成24年06月28日
- ◇平成25年03月27日
- ◇平成26年03月07日
- ◇平成27年02月17日

- ◇平成28年03月03日
- ◇平成28年06月23日
- ◇平成29年03月01日
- ◇平成30年03月09日
- ◇平成31年02月19日
- ◇令和02年02月25日
- ◇令和03年02月16日
- ◇令和04年02月14日
- ◇令和05年02月08日
- ◇令和05年10月30日
- ◇令和06年02月21日